

国立研究開発法人防災科学技術研究所 見直し内容等・新中長期目標（案）・現中期目標 対照表

※新中長期目標（案）については、現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

見直し内容・ 独立行政法人評価制度委員会の意見・ 閣議決定等	新中長期目標（案）	現中期目標
<p>独立行政法人通則法（国立研究開発法人制度の新設）を踏まえ引用条項等を変更</p>	<p>序文 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4第1項の規定に基づき、<u>国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。</u></p>	<p>序文 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、<u>独立行政法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</u></p>
<p>【目標に関する指針】 Ⅲ 国立研究開発法人の目標について 2 国の政策体系との関係について (2) <前略> 当該中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け、法人の役割（ミッション）、国の政策・施策・事務事業との関係、国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況、過去からの法人の活動状況等について、具体的かつ明確に記載する。 【見直し内容】 第2 事務及び事業の見直し 1 研究開発事業について 本法人が、防災科学技術に関する総合的な研究</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 <u>東日本大震災、御嶽山の噴火災害、広島土砂災害など、我が国は依然として、地震災害、火山災害、気象災害、土砂災害、雪氷災害などの数多くの自然災害の脅威にさらされている。今後予想される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大地震、頻発化する火山噴火及び局地的豪雨などの自然災害の被害を低減し、国民の生命・財産を守ることは喫緊の課題である。防災科学技術、すなわち、この課題を達成するために、災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、復旧・復興に資する科学技術については、安全・安心な社会を実現し、我が国の持続可能な成長を支えるための基盤であり、長期的</u></p>	<p>前文 <u>我が国は数多くの自然災害を経験しており、大地震、局地的豪雨及び火山噴火などの自然災害から国民の生命・財産を守ることは喫緊の課題である。また、この課題を達成するための防災に関する研究開発は、我が国の安定的な成長を実現するための基盤であり、長期的な視野に立ち継続して取り組んでいく必要がある。</u></p>

機関となり、大学や他の独立行政法人、民間研究機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化する観点から、次期中長期目標においては、国の防災政策における本法人の果たすべき役割を、具体的かつ明確に記載することとする。

【総務省委員会からの意見】

VIII 第1 事務及び事業の見直し

1 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定

な視野に立ち継続して取り組んでいく必要がある。

防災科学技術研究所法（平成11年法律第174号）において、防災科研は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を実施することにより防災科学技術の水準の向上を図ることとされている。これまで、防災科研は、緊急地震速報の開発や高精度の降雨観測レーダの開発など、その成果が国民の安心・安全につながる研究開発を行ってきた。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定公共機関として、災害の発生時等に必要な情報の提供、地方公共団体等との連携・協働の取組等も実施している。さらに、地震調査研究推進本部の「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―（平成24年9月6日改訂）」の下で実施されている我が国の地震調査研究において、防災科研は中核的な役割を引き続き担っていく必要がある。

『『日本再興戦略』改訂2015』（平成27年6月30日閣議決定）において、長期的な国の成長の原動力として研究開発が推進されるべき基幹技術として「自然災害観測・予測・対策技術」が明記されており、「科学技術イノベーション総合戦略2015」（平成27年6月19日閣議決定）においては、最先端の科学技術の最大活用と災害関連情報の官民共有による「自然災害に対する強靱な社会の実現」が求められている。さらに、総合科学技術・イノベーション会議の「第5期科学技術基本計画（案）」（平成〇年〇月〇日閣議決定）においても、国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い

防災科研は防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを使命としている。

防災科研では、これまで全国地震動予測地図や緊急地震速報、高精度な降雨観測レーダ（MPレーダ）の開発など、実用化に結びつく成果を生み出してきた。このように防災に関する科学技術は国民に活用されることが重要であり、国民のために達成すべき課題を明確にして研究開発を進める必要がある。

	<p><u>生活の実現のために、災害を予測・察知してその正体を知る技術、発災時に被害を最小限に抑えるために、早期に被害状況を把握し、国民の安全な避難行動に資する技術や迅速な復旧を可能とする技術などの研究開発を推進することが取り上げられている。国際的にも、第3回国連世界防災会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」(平成27年3月18日採択)において、災害リスクの低減における科学技術の役割の重要性が強調されている。</u></p> <p><u>第4期中長期目標期間においては、上記の政策等を踏まえ、防災科学技術に関する研究開発を推進する。その際、我が国全体としての防災科学技術の研究開発成果を最大化するために、効果的かつ効率的な組織運営を行う体制を構築するとともに、関係府省や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等との連携・協働の強化を図り、防災科学技術研究におけるイノベーションの創出に取り組む。</u></p>	<p><u>今後は防災に関する総合的な研究機関である強みを活かし、また研究成果がこれまでよりもさらに活用されることを目指し研究を進め、国民生活の質の向上等に貢献することが期待されている。</u></p> <p><u>防災科研が世界トップレベルの研究機関としてこのような役割を果たすため、以下のとおり中期目標を定める。</u></p>
<p>【目標に関する指針】</p> <p>Ⅲ 国立研究開発法人の目標について</p> <p>3 中長期目標の期間について</p> <p>【見直し内容】</p> <p>第1 中長期目標期間</p> <p>本法人の事業は、自然災害を対象とする事業であり、様々な時空間スケールの現象を扱うがゆえに成果創出に要する時間も様々であることから、中長期目標期間を7年とする。</p>	<p>Ⅱ. 中長期目標の期間</p> <p>中長期目標の期間は平成28年(2016年)4月1日から平成35年(2023年)3月31日までの7年間とする。</p>	<p>Ⅰ. 中期目標の期間</p> <p>防災科研の平成23年度から始まる第3期における中期目標の期間は、5年(平成23年4月～平成28年3月)とする。</p>

【見直し内容】

第2 事務及び事業の見直し

1 研究開発事業について

<中略>災害対策基本法、現在検討中の第5期科学技術基本計画、『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）及び国連防災世界会議仙台防災枠組へ積極的に貢献するものとし、科学技術イノベーション総合戦略2015等、国の防災関連の重要施策を踏まえ、以下の研究開発に重点化することとする。

- ①地震、火山、極端気象等世界に類を見ない観測網を活用した観測研究（火山については体制を強化）
- ②E-ディフェンス、大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設等の世界最大規模の実験施設を用いた実験研究
- ③災害の全体像を明らかにするシミュレーション研究
- ④効果的な災害対応や復旧・復興に向けたハザード・リスク研究
- ⑤上記研究を統合するための情報利活用研究（プラットフォーム構築）

その際、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、研究開発の現場への影響等を十分考慮しつつ、達成すべき内容や水準等を具体的に明記する。その上で、可能な限り質的な担保が図られる定量的な指標を設定することとする。

【総務省委員会からの意見】

VIII 第1 事務及び事業の見直し

Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

防災科学技術の研究開発成果の最大化のために、関係府省や大学・研究機関、民間企業等の多様な組織と人材がそれぞれの枠を超えて、防災科学技術の新しいイノベーションの創出に向けて連携できる防災科学技術の中核的機関としての機能を強化する。重点的に取り組む防災科学技術の研究課題は、

- ① 地震、火山、極端気象等世界に類を見ない観測網を活用した観測研究
- ② 世界最大規模の実験施設を用いた実験研究
- ③ 災害の全体像を明らかにするシミュレーション研究
- ④ 効果的な災害対応や復旧・復興に向けたハザード・リスク研究
- ⑤ 上記研究を統合するための情報利活用研究（プラットフォーム構築）

とし、目標の実現に向けた工程を踏まえつつ下記2、3及び4の研究開発を防災科研内外の異なる研究分野間との連携やリスクコミュニケーション手法を活用して推進する。

Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 防災に関する課題達成型研究開発の推進

我が国の安定的な成長と国民の生命の保護の実現に貢献するために達成すべき課題を明確にして研究開発を進める。防災に関する総合的な研究機関である強みを活かした分野横断的な取組を進め、その研究成果が行政機関や民間等で活用されるまでを目指す。第3期中期目標期間においては、防災科研の特色を生かしつつ政策課題ごとにプロジェクトを再編し、「災害を予測」し「災害が発生した際の被害を軽減する」ための研究開発を進め、その成果を活用して「災害に強い社会をつくる」ことに貢献することを目指す。

- (1) 災害を観測・予測する技術の研究開発
- (2) 被災時の被害を軽減する技術の研究開発
- (3) 災害に強い社会づくりへの貢献<後述>
- (4) プロジェクト間の連携

上記(1)、(2)、(3)の研究を進めるに当たっては、プロジェクト間の十分な連携を図る。

<p>1 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定</p> <p>【目標に関する指針】</p> <p>Ⅲ 国立研究開発法人の目標について</p> <p>1 中長期目標の策定の目的等</p> <p>(2) 国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、＜中略＞、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、</p> <p>①研究開発に係る人材の確保・育成を図る</p> <p>③事業間の連携・融合を促す</p> <p>⑤大学・民間企業等の他機関との連携・協力を進める</p> <p>等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>第2 事務及び事業の見直し</p> <p>2 産学官の連携・協働の強化</p> <p>産学官の人材・技術の流動性を高め、本法人の直接的な成果のみならず、他機関の成果を含めた実用化に向けた橋渡し、行政への技術支援及び国際展開等を通じた「研究開発成果の最大化」を推進する観点から、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「レジリエンスな防災・減災機能の強化」及びイノベーションハブ構築支援事業「気象災害軽減イノベーションハブ（FS）」等を活用して、関係府省、共同研究開発機関、協力機関との連携・協働を強化することとする。特に、各法人と大学等との間でのクロスアポイントメント制</p>	<p><u>1. 防災科学技術研究におけるイノベーションの中核的機関の形成</u></p> <p><u>(1) 中核的機関としての産学官連携の推進</u></p> <p>我が国の防災科学技術の中核的機関として、その先端的研究基盤を活用し、「研究開発成果の最大化」を推進する観点から関係府省や大学・研究機関、民間企業等との連携・協働の強化を図る。クロスアポイントメント制度の活用等により産学官の人材・技術の流動性を高め、防災科研の直接的な成果のみならず、他機関の成果を含めた社会実装に向けた橋渡し、行政への技術支援等を行うとともに、国内外の大学・研究機関、民間企業等の人材が交流するネットワークとなるイノベーションハブを形成し、産学官による研究開発を一体的に進める基盤を構築する。</p>	<p><u>2. 防災に関する科学技術水準の向上とイノベーション創出に向けた基礎的研究成果の活用</u></p> <p>防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等を総合的に行う防災科研が中心となり大学などを含めた国を挙げての研究開発を推進することにより、我が国全体の防災に関する研究開発能力の強化や基礎研究から応用への橋渡しに貢献する。</p> <p><u>(1) 基盤的観測網・先端の実験施設の整備・共用</u></p> <p><u>(2) 人材育成 <後述></u></p> <p><u>(3) 基礎的研究成果の橋渡し</u></p> <p>防災に資する画期的な技術を開発するため、防災科研内での基礎的研究を進めるとともに、大学等の基礎的な研究成果も調査し、応用につなげる研究開発を進める。なお、画期的な技術開発課題の選定に当たっては、社会のニーズを反映した研究を進めるため、外部有識者をメンバーに加える。</p>
--	---	--

度（各法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）を活用することとする。また、災害時の被災地支援の実効性を高めるため、自治体との連携・協働を強化することとする。

【目標に関する指針】

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

1 中長期目標の策定の目的等

(2) <中略>

「研究開発成果の最大化」とは、<中略>、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。

【見直し内容】

第2 事務及び事業の見直し

1 研究開発事業について

<既出>

3 地震・津波観測監視システム（DONET）の移管

平成25年閣議決定に基づき、平成27年度中に整備が終了し、平成28年度に国立研究開発法人海洋研究開発機構から本法人に移管される予定となっている地震・津波観測監視システム（DONET）について、日本海溝海底地震津波観測網（S-net）とともに、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行うこととする。

【平成25年閣議決定】

(2) 基盤的観測網・先端的研究施設の運用・共用促進

地震調査研究推進本部の「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―（平成24年9月6日改訂）」、科学技術・学術審議会測地学分科会地震火山部会の計画等を踏まえて、陸域の地震観測網（高感度地震観測網、広帯域地震観測網、強震観測網等）と海域の地震観測網（日本海溝海底地震津波観測網（S-net）、地震・津波観測監視システム（DONET））を一元化した海陸の基盤的観測網や基盤的火山観測網の整備・安定的運用を継続するとともに、観測データの関係機関との共有や利用促進を図り、国内外の関係機関における研究、業務遂行や我が国の地震・津波・火山に関する調査研究の進展に貢献する。

2. 防災に関する科学技術水準の向上とイノベーション創出に向けた基礎的研究成果の活用

(1) 基盤的観測網・先端の実験施設の整備・共用

- ① 地震調査研究推進本部の地震調査研究に関する総合基本施策及び調査観測計画を踏まえて、基盤的観測網（高感度地震観測網、広帯域地震観測網、強震観測網等）等について安定的な運用を継続するとともに、海底地震津波観測網の整備・運用を行い、良質な観測データの取得・流通を図り、関係機関における研究、業務遂行や我が国の地震調査研究の進展に貢献する。
- ② 重点的に観測すべき火山について観測施設を着実に整備・運用する。また、得られた観測データについては、全国の大学が運用する火山観測網のデータとの共有化を進める。
- ③ 風水害、土砂災害等について、関係機関が持つ観測データとの共有化を進める。
- ④ 地震や津波、火山の観測データについては、災害発生時に関係機関へ速やかに提供する。

現在、南海トラフ海域において海洋研究開発機構が整備を進めている地震・津波観測監視システム(DONET)について、その整備が終了した際には、同システムを本法人に移管することにより、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行う。

【第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価の主な課題】

日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備及び地震・津波観測監視システム(DONET)移管後の着実な運用体制の整備と他機関等への適切な情報提供、地震津波防災への活用や地元自治体との連携に向けた仕組みづくりを検討すること。

【総務省委員会からの意見】

VIII 第1 事務及び事業の見直し

1 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定

【目標に関する指針】

III 国立研究開発法人の目標について

1 中長期目標の策定の目的等

(2) <中略>

「研究開発成果の最大化」とは、<中略>、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。

VIII 第2 運営の効率化

先端的な実験施設の一層の共用促進

法人経営の観点から、その共用実績を踏まえ、

我が国全体の防災に関する研究開発を推進するため、実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)、大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設等の先端的な研究基盤施設について効果的・効率的でかつ安全に運用し、外部研究機関との共用を促進する。なお、共用件数については、実績などを踏まえ、具体的な数値目標を設定する。

また、基盤的観測網や先端的な研究施設によって得られたデータを活用した外部の成果を把握し、これらの成果に防災科研が貢献していることが社会から幅広く理解されるように努める。

⑤ 我が国全体の防災に関する研究開発を推進するため、E-ディフェンスなどの先端的な研究施設について、外部研究機関との共用を推進する。

実績の乏しい先端的な実験施設については、その原因分析を行うとともに、分析結果を踏まえ、大学や他の独立行政法人、民間研究機関への積極的な働きかけなど、共用件数の一層の向上のための具体的な取組方針を策定するとともに、次期中長期目標において、当該方針及びそれを踏まえた具体的な数値目標を設定し、取組を着実に実施する必要がある。

【見直し内容】

第2 事務及び事業の見直し

1 研究開発事業について

また、本法人の役割や活動、成果について平時から災害時にわたって国民の理解が深まるよう、情報発信・広報の充実に努めることとする。

【目標に関する指針】

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

1 中長期目標の策定の目的等

(2) <中略>

「研究開発成果の最大化」とは、<中略>、成果の実用化などの橋渡し、<中略>を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。

【見直し内容】

第2 事務及び事業の見直し

1 研究開発事業について

また、本法人の役割や活動、成果について平時から災害時にわたって国民の理解が深まるよう、

(3) 研究開発成果の普及・知的財産の活用促進

関係府省や地方公共団体、民間企業等防災科学技術の研究成果を活用することが想定される機関のニーズを踏まえた研究を進めるなど、研究成果が活用され普及するための取組を進める。また、研究開発成果の技術移転、社会実装、国際展開を効果的に進めるため、明確な知的財産ポリシーの下、防災科研が創出・保有する知的財産の価値の最大化を図る。

4. 研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進

(1) 研究成果の普及・活用促進

① 社会還元加速プロジェクトに基づき、自然災害リスクに関する情報を国民一人ひとりに届け、実際に防災対策に役立てられる災害リスク情報プラットフォームを開発し、国や地方公共団体、民間企業へ技術移転する。

② 災害を観測・予測する技術の研究開発、被災時の被害を軽減する技術の研究開発についても、国や地方公共団体、民間企業など研究成果を活用することが想定される機関と協力しつつ研究を進めるなど、研究成果が活用され普及するための取組を進める。

(2) 研究成果の国民への周知

<後述>

情報発信・広報の充実に努めることとする。

第2 事務及び事業の見直し

2 産学官の連携・協働の強化

【第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価の主な課題】

我が国の防災技術を世界の防災力向上に資することを通じて日本の国際的な位置づけを高めるために、海外機関との共同研究等を推進すること。

【目標に関する指針】

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

1 中長期目標の策定の目的等

(2) 国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、〈中略〉、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、

- ① 研究開発に係る人材の確保・育成を図る

(4) 研究開発成果の国際的な展開

我が国の防災科学技術の中核的機関として、海外の研究機関・国際機関との共同研究や連携を推進し、国際的なネットワークの強化、防災科学技術の海外展開への取組を通じて、防災科研及び我が国の国際的な位置づけの向上を図る。

(5) 人材育成

国内外から若手研究者や大学院生を受け入れるとともに、インターンシップ等を活用し大学等の教育機関、地方公共団体、NPO法人等との協働等を通じて、防災に携わる人材の養成や資質の向上に資する取組を推進する。

(3) 知的財産戦略の策定

研究によって得られた知的財産が広く活用されるようにするため、知的財産の取得や管理、活用に係る戦略を策定する。

3. 防災に関する研究開発の国際的な展開

我が国の防災に関する研究開発の中核機関として、大学等が行っている国内での研究及び海外との研究協力の情報を一元化し、一体的な協力を推進する。

- ① 防災研究フォーラムなどの既存枠組みを活用しつつ我が国の国際協力の窓口となり、国内外の防災に関する研究開発の情報を発信する拠点になることを目指す。
- ② 災害ハザード・リスク評価手法など我が国の防災科学技術の国際的な標準化や海外展開を推進する。その際、国際機関や海外の研究機関などと連携することにより、我が国の技術の国際的な位置づけを高める。

2. 防災に関する科学技術水準の向上とイノベーション創出に向けた基礎的研究成果の活用

(2) 人材育成

防災分野の研究者を育成するため、これまでの博士課程修了者の採用に加え修士課程修了者を受け入れ、大学と連携しつつ人材の育成を行う。

<p>等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。</p> <p>【第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価における国立研究開発法人審議会の主な意見】</p> <p>研究成果の最大化のために、防災科研の研究成果とネットワークを広く活用してもらい、社会全体の防災リテラシー向上や施策のレベル向上に役立つ人材育成を実施することが望まれる。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>第2 事務及び事業の見直し</p> <p>2 産学官の連携・協働の強化</p> <p>災害時の被災地支援の実効性を高めるため、自治体との連携・協働を強化する。</p> <p>【総務省委員会からの意見】</p> <p>VIII 第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定</p>	<p>(6) 防災行政への貢献</p> <p>災害対策基本法に基づく指定公共機関として、<u>重大な災害が発生した場合には、複数部門の職員から構成される分野横断的な災害対応の組織を立ち上げ、発災後の被害拡大防止及び復旧・復興に資する防災科学技術に基づく情報提供を関係機関などへ迅速に行う。</u></p> <p>また、災害時の被害拡大防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、<u>国、地方公共団体との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされている科学技術のニーズを明らかにして、必要に応じて研究開発に反映させる。</u></p>	<p>5. 防災行政への貢献</p> <p>(1) 災害発生の際に必要な措置への対応</p> <p>① <u>災害対策基本法に基づく指定公共機関として、同法及び関係法令などにに基づき自らが定めた防災業務計画に基づき、災害の発生時等に必要な措置を講じる。</u></p> <p>② <u>必要に応じ、国内外の災害発生時には迅速に機動的な観測や政府調査団への職員の派遣等の対応をとるとともに、災害調査を実施する。</u></p> <p>(2) 国及び地方公共団体の活動への貢献</p> <p>① <u>国や地方公共団体の防災行政機関等における調査研究成果の普及と活用の促進を図る。また、地震調査研究推進本部、地震防災対策強化地域判定会、地震予知連絡会、火山噴火予知連絡会等へ調査研究の成果を提供する。</u></p> <p>② <u>国から求められた場合又は防災科研自らが必要と考えた場合、防災に関する科学技術政策について国の審議会等へ積極的に提案・発信する。</u></p>
<p>【見直し内容】</p> <p>第2 事務及び事業の見直し</p>	<p>2. 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発の推進</p> <p>南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の甚大な</p>	<p>1. 防災に関する課題達成型研究開発の推進</p> <p>(1) 災害を観測・予測する技術の研究開発</p> <p>① <u>自然災害の軽減に有効な情報を提供する技術</u></p>

<p>1 研究開発事業について <既出> 【総務省委員会からの意見】</p> <p>VIII 第1 事務及び事業の見直し</p> <p>2 地震、津波の観測・予測技術の一層の向上のための取組の実施</p> <p>① 地震・津波観測監視システム移管後、それを用いた災害の観測・予測技術の研究開発について、どのような内容について、どのような工程で進ちょくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。</p> <p>② 地震・津波観測監視システム移管によって、観測することができる海域の範囲が拡大することを生かし、これまでの上記研究開発の成果に比して観測精度を向上させることや、シミュレーションの内容を一層精緻化することなど、得ることを目指す成果について具体的な指標及び目標を設定し、着実に実施すること。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>第2 事務及び事業の見直し</p> <p>1 研究開発事業について <既出> 【総務省委員会からの意見】</p> <p>VIII 第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定</p> <p>② 実施することとする個々の研究テーマにつ</p>	<p>被害を生じさせる地震・津波災害や火山災害の軽減に有効な情報をリアルタイムで提供する観測・予測技術を開発し、防災・減災対策に貢献する。</p> <p>(1) 地震・津波の観測・予測研究 S-net 及び DONET を含む海陸の基盤的地震観測網等の観測データと大規模シミュレーションを活用して、地震動・津波即時予測のための研究開発を実施し、迅速かつ高精度な地震や津波の早期警報及び直後の被害予測の実現に向けた研究開発を推進する。また、将来発生し得る大規模な地震に関する地殻活動等の把握のための研究や地震発生の長期評価等の高度化に関する研究に取り組み、地震調査研究推進本部の施策に貢献する。</p> <p>(2) 火山災害の観測・予測研究 基盤的火山観測網と各種リモートセンシング技術やモニタリング技術等を活用し、火山災害過程の把握や予測に関する研究開発を実施し、火山災害の軽減につながるリスクコミュニケーションの在り方に関する研究を推進する。また、大学・研究機関との連携等も含め、研究実施体制の強化・充実を図る。</p>	<p>を開発するため、地震や火山、集中豪雨などの災害につながる自然現象をより高精度に観測する技術を開発する。</p> <p>② <中略></p> <p>③ 地震や火山噴火を予測した上で、事前に住民が避難などを行うことを可能にするため、地震や火山噴火の発生メカニズムの解明を進める。 <後略></p> <p>1. 防災に関する課題達成型研究開発の推進</p> <p>(1) 災害を観測・予測する技術の研究開発</p> <p>① 自然災害の軽減に有効な情報を提供する技術を開発するため、地震や火山、集中豪雨などの災害につながる自然現象をより高精度に観測する技術を開発する。</p> <p>② 火山噴火時における航空機の飛行安全性の定量的評価による噴煙災害の軽減に貢献するため、噴煙観測技術の開発研究を行う。また、現在よりも小型で容易に火山の活動度やガスの分布を面的に観測することができる技術を開発す</p>
--	--	--

<p>いて、どのような工程で進ちよくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。</p> <p>また、個々の研究テーマについて、その目指すべき成果について、政策と関連付けた具体的かつ明確な目標を設定すること。</p>		<p>る。</p> <p>③ <u>地震や火山噴火を予測した上で、事前に住民が避難などを行うことを可能にするため、地震や火山噴火の発生メカニズムの解明を進める。</u> <u><後略></u></p>
<p>【見直し内容】</p> <p>第2 事務及び事業の見直し</p> <p>1 研究開発事業について <既出></p> <p>【総務省委員会からの意見】</p> <p>VIII 第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定</p> <p>② 実施することとする個々の研究テーマについて、どのような工程で進ちよくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。</p> <p>また、個々の研究テーマについて、その目指すべき成果について、政策と関連付けた具体的かつ明確な目標を設定すること。</p>	<p>3. 社会基盤の強靱性の向上を目指した研究開発の推進</p> <p><u>南海トラフ巨大地震や首都直下地震等が懸念されており、社会基盤の強靱性向上と事業継続能力の強化による地震被害の低減に向けた対策の推進が急務である。</u></p> <p><u>Eーディフェンスを活用して、構造物の耐震性能評価に加え構造物の応答制御や機能維持等を対象とした大規模・最先端な震動実験を実施し、実験データの取得・蓄積・解析とその公開・提供を通じて、地震減災技術の高度化と社会基盤の強靱化に貢献する。また、耐震性能評価への活用のため、構造物の耐震シミュレーションを行う数値震動台の高度化を実施する。さらに、これらの研究の基盤となるEーディフェンスの機能の高度化等に取り組む。</u></p>	<p>1. 防災に関する課題達成型研究開発の推進</p> <p>(2) 被災時の被害を軽減する技術の研究開発</p> <p>① <u>建築物や構造物、都市全体について、その破壊過程・耐震性能・機能維持性能・被害状況をシミュレートすることができる技術(数値震動台)を開発する。そのため、実大三次元震動破壊実験施設(Eーディフェンス)を活用し、建築物・構造物等の震動実験を実施する。</u></p> <p>② <u>建築物や構造物・地中構造物に関する有効な設計手法及び地震時の室内の安全性を向上させる方策、人体を守るために最適な退避行動について研究を進める。</u></p> <p>③ <u>国内及び海外の耐震実験研究機関とのネットワークを有効活用しつつ、地震時における建築物・構造物等の機能維持に有効な新技術等を開発する。</u></p>
<p>【見直し内容】</p> <p>第2 事務及び事業の見直し</p> <p>1 研究開発事業について <既出></p> <p>【総務省委員会からの意見】</p> <p>VIII 第1 事務及び事業の見直し</p>	<p>4. 災害リスク低減に向けた基盤的研究開発の推進</p> <p><u>災害リスク低減に向けて、観測・予測研究及びハザード評価研究と一体で、災害の未然防止、被害の拡大防止から復旧・復興までを見据えた研究開発を推進する。</u></p> <p>(1) 気象災害の軽減に関する研究</p>	<p>1. 防災に関する課題達成型研究開発の推進</p> <p>(1) 災害を観測・予測する技術の研究開発</p> <p>① <u>自然災害の軽減に有効な情報を提供する技術を開発するため、地震や火山、集中豪雨などの災害につながる自然現象をより高精度に観測する技術を開発する。 <再掲></u></p> <p>③ <u><前半前述>また、気候変動により増加すると思われる局地的豪雨などを早期に予測する技術</u></p>

<p>1 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定</p> <p>② 実施することとする個々の研究テーマについて、どのような工程で進ちよくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。</p> <p>また、個々の研究テーマについて、その目指すべき成果について、政策と関連付けた具体的かつ明確な目標を設定すること。</p> <p>【第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価の主な課題】</p> <p>より実践的でイノベーションにつながる研究成果を目指して、自治体だけではなく民間も含めた多様な関係機関と連携した共同研究を推進すること。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>第2 事務及び事業の見直し</p> <p>1 研究開発事業について <既出></p> <p>【総務省委員会からの意見】</p> <p>VIII 第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 担うべき役割の明確化と具体的な目標の設定</p> <p>② 実施することとする個々の研究テーマについて、どのような工程で進ちよくさせ、いつまでにどのような成果を得るのかについて具体的なロードマップを策定・公表すること。</p> <p>また、個々の研究テーマについて、その目指すべき成果について、政策と関連付けた具体的かつ明確な目標を設定すること。</p>	<p><u>地球温暖化による気候変動の影響等に伴う竜巻、短時間強雨、強い台風、局地的豪雪等の増加による風水害、土砂災害、雪氷災害等の気象災害を軽減するため、先端的なマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用した短時間のゲリラ豪雨等の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を実施し、ステークホルダーと協働して成果の社会実装につながる取組を推進する。</u></p> <p>(2) 自然災害ハザード・リスク評価と情報の活用に関する研究</p> <p><u>少子高齢化や人口減少、都市の人口集中等の急激な社会構造の変化に対し、自然災害の未然防止策を強化するために、地震・津波災害等のハザード・リスク評価手法の高度化やリスクマネジメント手法の研究開発を実施する。また、災害時の被害拡大防止及び復旧・復興のため、被害状況の推定及び把握技術の開発や災害対策支援技術の研究開発を社会実装に向けて実施する。さらに、行政、民間、住民といった社会を構成するステークホルダーと協働して、災害リスク情報の共有及び利活用技術の開発や災害リスク低減のための制度設計に資する研究及び対策技術の研究開発を推進する。</u></p>	<p><u>やそれによって発生する都市型災害や沿岸災害を予測するための研究を行う。</u></p> <p>(3) 災害に強い社会づくりへの貢献</p> <p>① <u>社会還元加速プロジェクトに基づき、地震・火山災害、土砂・風水害及び雪氷災害など自然災害リスクに関する情報を国民一人ひとりに届け、実際に防災対策に役立てられる災害リスク情報プラットフォームを開発し、国や地方公共団体、民間企業へ技術移転する。その際、同じ社会還元加速プロジェクトで進める他の災害情報システムとの連携を図る。</u></p> <p>② <u>特に地震災害に関しては、全国を対象とした地震ハザード・リスク評価手法の高度化及びそれら成果の地域への展開に取り組むとともに、ハザード・リスク評価の基盤となる地下構造に関する情報や活断層に関する情報の整備を行う。また、各種情報を公開し、利活用を促進するためのシステム開発を実施する。津波災害に関し</u></p>
---	---	--

<p>【第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価の主な課題】</p> <p>より実践的でイノベーションにつながる研究成果を目指して、自治体だけではなく民間も含めた多様な関係機関と連携した共同研究を推進すること。</p> <p>第2 事務及び事業の見直し</p> <p>2 産学官の連携・協働の強化</p> <p>災害時の被災地支援の実効性を高めるため、自治体との連携・協働を強化する。</p>		<p>ても、全国を対象とした津波ハザード評価手法を開発する。</p> <p>③ <u>自然災害に関するハザード・リスクを評価する技術については、国際的な普及に向けて先導することを目指し、国際機関や海外の研究機関と連携しつつ進める。</u></p> <p>④ <u>人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化などを踏まえ、社会防災システムの構築のための研究を進める。</u></p>
<p>【見直し内容】</p> <p>第3 組織の見直し</p> <p>1 自然災害に関する総合的な取組への対応</p> <p>レジリエント防災・減災研究推進センターの設置を踏まえて、様々な自然災害に関して基礎研究から社会実装まで総合的な取組に対応した組織編成とすることとする。</p> <p>2 防災科学技術研究の中核研究機関に向けた組織編成</p> <p>クロスアポイントメント制度等の活用により、他の研究機関と連携しながら、多様な人材の育成と確保を図るとともに、防災科学技術研究の中核研究機関としての位置付けを念頭においた組織編成とすることとする。</p> <p>3 DONETの移管</p> <p>DONETの移管に当たっては、国立研究開発法人海洋研究開発機構との連携を含めた管理運営体制を整備することとする。</p> <p>4 研究開発成果の最大化に向けた機能強化</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 柔軟かつ効率的なマネジメント体制の確立</p> <p><u>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指すとともに、効率的なマネジメント体制とするため、評価を行い柔軟な組織の再編及び構築を行うこととする。また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、適切な取組を行う。</u></p> <p>(1) 研究組織及び事業の見直し</p> <p><u>理事長のリーダーシップの下、防災科学技術の中核的機関として、様々な自然災害に関して基礎研究から社会実装まで総合的な取組に対応するため、評価を踏まえて職員の配置の見直しに取り組みとともに、クロスアポイントメント制度等を活用し、総合的・分野横断的な組織編成を行う。また、研究開発成果の最大化に向けて、戦略立案を行う企画機能、研究推進支援体制等を強化し、柔軟かつ効率的なマネジメント体制を確立する。</u></p> <p><u>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、現在、</u></p>	<p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2. 研究活動の高度化のための取組</p> <p>① <u>国の政策や外部からの研究評価の結果等を踏まえ、研究組織の改廃や人員の配置転換等を機動的に実施する。また、研究評価の充実に向け、評価者が研究内容を適切に把握できるように、研究者との意見交換等の機会を拡大する。なお、研究評価の際には、研究成果が防災・減災対策へ活用された場合の効果についても検討を行う。</u></p> <p>② <u>世界トップレベルの研究機関になることを目指し、理事長自らが戦略を策定し検証するPDCA(Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Act(処置))サイクルによる継続的な改善を行う。その際、国の政策との関係、他の機関との連携強化のための取組、研究の成果が活用されるまでの道筋等を明らかにする。</u></p> <p>③ <u>研究課題・テーマの選定、研究計画の検討に当たって、海洋研究開発機構をはじめ、災害に関する研究を実施する他の機関、大学等との事前</u></p>

研究推進（支援）部門及び事務部門については、研究開発成果の最大化に向けて多様化・複雑化する業務に対応するために機能強化を図ることとする。

第2 事務及び事業の見直し

3 地震・津波観測監視システム（DONET）の移管

平成25年閣議決定に基づき、平成27年度中に整備が終了し、平成28年度に国立研究開発法人海洋研究開発機構から本法人に移管される予定となっている地震・津波観測監視システム（DONET）について、日本海溝海底地震津波観測網（S-net）とともに、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行うこととする。

【平成25年閣議決定】

現在、南海トラフ海域において海洋研究開発機構が整備を進めている地震・津波観測監視システム（DONET）について、その整備が終了した際には、同システムを本法人に移管することにより、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行う。

【第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価の主な課題】

「レジリエント防災・減災研究推進センター」の設置を踏まえ、成果の社会実装に向けた体制を軸中長期計画に取り入れること。

【目標に関する指針】

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

6 中期目標管理法人の規程の重要について（Ⅱの7(1)）

内部統制については、＜中略＞以下のような取

南海トラフ海域において国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「海洋機構」という。）が整備を進めているDONETについて、その整備が終了した際には、同システムの移管を受けることを踏まえ、海洋機構との連携を含めた管理運営体制を整備し、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行う。

(2) 内部統制

理事長によるマネジメント強化に向け、理事長の指示が全役員に伝達される仕組みやリスク管理等を含む内部統制システムを整備・運用し、PDCAサイクルによる継続的な業務改善を行う。また、

調整、共同研究を含めた連携を強化する。また、他の機関が実施している研究開発との重複の排除を図るため、外部有識者による評価を含めた事前調整の仕組みを明確化させることなどにより、当該仕組みをより実効あるものとし、役割分担を考慮した効果的・効率的な研究開発を推進する。

- ④ 民間企業、大学及び公的研究機関の多様な人材を結集し、世界を先導する研究開発を推進する。
- ⑤ 研究者が研究に集中できる環境を作るため、研究者の事務的負担を軽減する。

- ② 世界トップレベルの研究機関になることを目指し、理事長自らが戦略を策定し検証するPDCA（Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（処置））サイクルによる継続的な改善を行う。

<p>組について法人の規模や業務の特性に応じた目標を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長の意向・姿勢や運営上の方針・戦略等といった統制環境の整備 業務のリスク要因、リスク発生原因を分析するといったリスク評価及びリスクへの対応 法人の長の命令、指示の適切な実行を確保するための指針、手続きといった統制活動の整備 必要情報の識別、把握及び処理並びに関係者に正しく伝えられることの確保といった情報伝達の徹底 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスであるモニタリング <p>【目標に関する指針】</p> <p>Ⅲ 国立研究開発法人の目標について</p> <p>1 中長期目標の策定の目的等</p> <p>(2) 国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、<中略>、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、</p> <p>③適切な資源配分を実施する</p> <p>等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。</p>	<p><u>内部統制が有効に機能していることを内部監査等によりモニタリングするとともに、監事による監査機能を充実する。</u></p> <p>(3) 研究開発等に係る評価の実施</p> <p><u>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定)等に基づき、研究開発の特性等を踏まえて防災科研の自己評価等を実施し、その結果を研究計画や資源配分に反映させ、研究開発成果の最大化並びに適正、効果的かつ効率的な業務運営を図る。また、研究開発課題については外部有識者による評価を実施し、その結果を踏まえて研究開発を進める。</u></p>	<p><u>その際、国の政策との関係、他の機関との連携強化のための取組、研究の成果が活用されるまでの道筋等を明らかにする。<再掲></u></p> <p>① <u>国の政策や外部からの研究評価の結果等を踏まえ、研究組織の改廃や人員の配置転換等を機動的に実施する。また、研究評価の充実に向け、評価者が研究内容を適切に把握できるように、研究者との意見交換等の機会を拡大する。なお、研究評価の際には、研究成果が防災・減災対策へ活用された場合の効果についても検討を行う。<再掲></u></p> <p>③ <u>研究課題・テーマの選定、研究計画の検討に当たって、海洋研究開発機構をはじめ、災害に関する研究を実施する他の機関、大学等との事前調整、共同研究を含めた連携を強化する。また、他の機関が実施している研究開発との重複の排除を図るため、外部有識者による評価を含めた事前調整の仕組みを明確化させることなどにより、当該仕組みをより実効あるものとし、役割</u></p>
--	---	---

		<p>分担を考慮した効果的・効率的な研究開発を推進する。＜再掲＞</p>
<p>【目標に関する指針】 Ⅲ 国立研究開発法人の目標について 6 中期目標管理法人の規程の重要について（Ⅱの5（3）①業務改善の取組に関する目標 法人の業務量の増減も踏まえ、組織の見直しや事務所等の統合、調達方法の見直し、人件費管理の適正化など、業務の改善に向けた取組について具体的かつ明確に定めるとともに、当該取組の結果削減等がなされる経費等（一般管理費や事業経費）についても、目標を定める。</p> <p>【目標に関する指針】 Ⅲ 国立研究開発法人の目標について 6 中期目標管理法人の規程の重要について（Ⅱの5（3）①業務改善の取組に関する目標 法人の業務量の増減も踏まえ、組織の見直しや事務所等の統合、調達方法の見直し、人件費管理の適正化など、業務の改善に向けた取組について具体的かつ明確に定めるとともに、当該取組の結果削減等がなされる経費等（一般管理費や事業経費）についても、目標を定める。</p>	<p><u>2. 業務運営の効率化</u> <u>(1) 経費の合理化・効率化</u> 【調整中】</p> <p><u>(2) 人件費の合理化・効率化</u> 【調整中】</p>	<p><u>1. 業務運営の効率化</u> <u>(1) 管理費、総人件費等の削減・見直し</u> ① <u>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により、中期目標期間の終了時において、収入増に見合う事業経費増等の特殊要因経費を除き、一般管理費については平成22年度に比べ15%以上、業務経費についても平成22年度に比べ5%以上の効率化を図る。ただし、人件費については、次項に基づいた効率化を図る。</u> ② <u>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証したうえで、業務の特殊性を踏まえた適切な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</u> <u>総人件費については、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施する。なお、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。</u> <u>また、各研究部・センターの事務職員については、データ入力などの業務について非常勤化するなどにより、要員の合理化に取り組む。</u></p>

<p>【目標に関する指針】 Ⅲ 国立研究開発法人の目標について 6 中期目標管理法人の規程の重要について（Ⅱの5（3）①業務改善の取組に関する目標 法人の業務量の増減も踏まえ、組織の見直しや事務所等の統合、調達方法の見直し、人件費管理の適正化など、業務の改善に向けた取組について具体的かつ明確に定めるとともに、当該取組の結果削減等がなされる経費等（一般管理費や事業経費）についても、目標を定める。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>第4 運営の効率化</p> <p>2 共同調達の推進 共同調達について、平成25年度より参画している「茨城県内7機関共同調達連絡協議会」を通じた共同調達の拡充について、参画機関間で検討を行うこととする。</p> <p>【目標に関する指針】 Ⅲ 国立研究開発法人の目標について 6 中期目標管理法人の規程の重要について（Ⅱの5（3）②業務の電子化に関する目標 <前略>業務・システムの最適化（電子決済の推進等）、<中略>、具体的かつ明確に目標を定める。</p>	<p>(3) 契約状況の点検・見直し 「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、<u>契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。</u> <u>また、共同調達については、茨城県内の複数機関が参画している協議会等を通じて、継続的に取り組むとともに、拡充の検討を行う。</u></p> <p>(4) 電子化の推進 <u>電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。</u></p>	<p>(2) 契約状況の点検・見直し 「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組みを着実に実施することとし、<u>契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。</u></p>
<p>【見直し内容】</p> <p>第5 財務内容の改善</p> <p>競争的研究資金等の外部資金や施設利用等による自己収入などにより、健全な財務内容になるように努めることとする。特に、本法人が保有する</p>	<p>V. 財務内容の改善に関する事項 <u>運営費交付金を充当して行う事業については、「Ⅳ. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。保有財産については、有効利用の可能性の</u></p>	<p>IV. 財務内容の改善に関する事項 1. 運営費交付金及び外部資金の効果的な活用 ① 運営費交付金を充当して行う事業については、 <u>「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、効率的に運営する。</u></p>

<p>大規模実験施設については、研究利用の観点から適切な稼働率目標及び利用料を設定し、安定した自己収入の確保を図ることとする。</p> <p>【総務省委員会からの意見】</p> <p>VIII 第2 運営の効率化</p> <p>先端的な実験施設の一層の共用促進</p> <p>法人経営の観点から、その共用実績を踏まえ、実績の乏しい先端的な実験施設については、その原因分析を行うとともに、分析結果を踏まえ、大学や他の独立行政法人、民間研究機関への積極的な働きかけなど、共用件数の一層の向上のための具体的な取組方針を策定するとともに、次期中長期目標において、当該方針及びそれを踏まえた具体的な数値目標を設定し、取組を着実に実施する必要がある。</p>	<p><u>多寡、効果的な処分、経済合理性等の観点から、その保有の必要性について見直しを行う。</u></p> <p><u>さらに、競争的研究資金等の外部資金の積極的な獲得や施設利用等による自己収入などにより、健全な財務内容の改善に努める。特に、本法人が保有する大規模実験施設については、ニーズ把握・外部への積極的な働きかけを行い、研究利用の観点から適切な稼働率目標及び利用料等を設定した具体的な取組方針を策定し、安定した自己収入の確保に取り組む。</u></p>	<p><u>② 外部資金の受け入れを積極的に活用し、研究開発及びその成果の普及を進める。</u></p> <p><u>③ 資金だけでなく、民間企業等から人的・物的な資源も受入れることにより、研究開発後の成果がスムーズに活用されることを促進する。</u></p> <p>2. 自己収入の増加</p> <p><u>① 外部資金獲得額の増加を目指し、ニーズ把握・外部資金獲得事業の拡充・外部への積極的な働きかけを行う。また、外部資金の獲得を通して研究成果の活用を進める。</u></p> <p><u>② 特にE-ディフェンスについては、スペースの効果的な活用により利用者層を拡大する。</u></p>
<p>【目標に関する指針】</p> <p>III 国立研究開発法人の目標について</p> <p>1 中長期目標の策定の目的等</p> <p>(2) <中略></p> <p>「研究開発成果の最大化」とは、<中略>、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、<中略>等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>第2 事務及び事業の見直し</p> <p>1 研究開発事業について</p> <p>本法人の役割や活動、成果について平時から災害時にわたって国民の理解が深まるよう、情報発</p>	<p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 研究開発成果の情報発信</p> <p><u>防災科研の役割や活動に関する国民の理解を深めるため、ウェブやマスメディアなどを通じて、研究活動や研究成果の積極的な情報発信やアウトリーチに努める。また、防災科学技術に関する国内外の様々な情報及び資料を収集・整理・データベース化し、ウェブ等を通じて効果的に提供する。その際、利用者のニーズを踏まえつつ、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるようにウェブの機能強化を図るとともに、専門的な知識を持たない利用者に対してもわかりやすく情報を提供することに努める。</u></p>	<p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. 研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進</p> <p>(2) 研究成果の国民への周知</p> <p><u>① 防災科研の活動に関する国民の理解を深めるため、テレビや新聞など多様なメディアを活用して成果の周知に努める。</u></p> <p><u>② 地震・火山観測網やE-ディフェンス等によって得られたデータを活用した外部の成果を把握し、これらの成果に我が国及び防災科研が貢献していることが周知されるよう施策を講じる。</u></p>

信・広報の充実に努めることとする。

【目標に関する指針】

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

6 中期目標管理法人の規程の重要について

研究不正対応は、研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化すること、万が一研究不正が発生した場合の厳正な対応などについて、適切な形で目標を定める。

6 中期目標管理法人の規程の重要について（Ⅱの7（2））＜前略＞コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、＜中略＞について、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定する。

【目標に関する指針】

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

6 中期目標管理法人の規程の重要について（Ⅱの7（2））＜前略＞情報セキュリティ、個人情報保護、＜中略＞について、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定する。

【目標に関する指針】

Ⅲ 国立研究開発法人の目標について

6 中期目標管理法人の規程の重要について（Ⅱの7（2））＜前略＞安全管理、環境保全・災害対策、

2. 国民からの信頼の確保・向上

(1) コンプライアンスの推進

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を実施するとともに、管理責任を明確化する。また、万が一研究不正が発生した際の対応のための体制を実施する。

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。

さらに、上記取組を実施するために、職員への周知徹底等の取組を行う。

(2) 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティ対策における方針等を踏まえ、情報システム環境・体制の強化を図り、適切な情報セキュリティ対策に取り組む。

(3) 安全衛生及び職場環境への配慮

業務の遂行に伴う事故及び災害などの発生を未然に防止し業務を安全かつ円滑に遂行できるよう労働安全衛生管理を徹底する。

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

3. 国民からの信頼の確保・向上

(1) コンプライアンスの推進

① 法令遵守を更に徹底するとともに、役職員のコンプライアンスに関する意識向上のための活動を通じ、防災科研の社会的信頼性の維持及び向上を図る。

② 国民の信頼確保の観点から、情報の公開及び個人情報保護に適正に対応する。

③ 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(2) 安全衛生及び職場環境への配慮

事故及び災害の未然防止等の安全確保策を推進するとともに、職員の健康に配慮することにより、職員が安心して職務に専念できる職場環境づくり

<p><中略>について、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定する。</p> <p>【目標に関する指針】</p> <p>Ⅲ 国立研究開発法人の目標について</p> <p>1 中長期目標の策定の目的等</p> <p>(2) 国立研究開発法人の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、<中略>、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮することにより、</p> <p>④研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備する等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。</p> <p>【目標に関する指針】</p> <p>Ⅲ 国立研究開発法人の目標について</p> <p>1 中長期目標の策定の目的等</p> <p>(2) <中略></p> <p>「研究開発成果の最大化」とは、<中略>、施設・設備の整備・共用促進、<中略>等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化する</p>	<p>3. 人事に関する事項</p> <p><u>研究開発成果の最大化と効率的な業務遂行を図るため、若手職員の自立、女性職員の活躍等ができる職場環境の整備、充実した職員研修、適切な人事評価等を実施する。また、外国人研究者の受入れを含め優秀かつ多様な人材を確保するため、採用及び人材育成の方針等を盛り込んだ人事に関する計画を策定し、戦略的に取り組む。</u></p> <p>4. 施設・設備に関する事項</p> <p><u>業務に必要な施設や設備については、老朽化対策を含め必要に応じて重点的かつ効率的に更新及び整備する。</u></p>	<p>を進める。</p> <p>4. 職員が能力を最大限発揮するための取組</p> <p>(1) 研究環境の整備</p> <p><u>若手研究者への自立した研究環境の付与や海外の研究機関との人事交流を促進することなどにより防災科研から独創的な研究成果が生まれる環境を整備する。</u></p> <p>(2) 女性や外国人を含む優秀かつ多様な人材の確保</p> <p>① <u>人材の活用等に関する方針に基づき研究開発等の推進のための基盤の強化を図る。</u></p> <p>② <u>女性研究者の比率を高めるとともに、外国人研究者の受入れを進める。また、多様な専門分野の人材を受入れる。</u></p> <p>(3) 職員の能力、職責及び実績の適切な評価</p> <p><u>職員の評価について、研究活動のみならず、研究開発基盤の整備・運用への貢献や成果の活用の促進、広報などのアウトリーチ活動への貢献も重視する。</u></p> <p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備に関する事項</p> <p><u>必要に応じて老朽化した施設を更新する。また、技術の進歩により必要性が相対的に低下したり、所期の目的を達成した観測・実験施設については廃止を含めて検討する。</u></p> <p>2. 支所の廃止等</p> <p>① <u>地震防災フロンティア研究センター（神戸）については、必要な研究成果をつくば本所に移管</u></p>
---	--	--

<p>ことであると解することが適当である。</p>		<p><u>することにより廃止する。なお、同センターの廃止に伴い、事務職員について所要の合理化を行う。</u></p> <p>② <u>雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図る。</u></p>
---------------------------	--	---